

## 春の叙勲

### 受章おめでとう

ございます



勲五等双光旭日章 山近信弐さん  
75歳(通11区)

昭和54年2月長門市議会議員に選出され、以来平成7年2月まで4期16年間在職。昭和57年5月に山口県漁船保険組合理事に就任、以後平成4年までの10年間、漁船保険の加入率向上と事故防止の啓発活動に尽力された功績によるものです。



勲六等单光旭日章 新宅哲男さん  
71歳(通14区)

昭和22年通村警防団員となり、以来警防団、消防団員として平成8年1月まで49年間の永きにわたり、消防業務に従事。平成5年には市消防団副団長に就任、消防人として防火思想の普及や防災業務に尽力された功績によるものです。

いきいき国民健康保険

### 「高額療養費」

次の方は「医療機関等の領収・明細書」「印鑑」「保険証」をご持参のうえ高額療養費の申請をしましょう。

- 1 市民税課税世帯の場合
  - ① 同月内の国保世帯の保険診療自己負担額が合計で6万3千600円を超えている場合、超えた金額が支給されます。
  - ② 1年以内に同じ世帯で4回以上高額療養費を支給された場合は、4回目以降から3万7

### 請求もれはありませんか

市民課

千200円を超えた額が支給されます。

- 2 市民税非課税世帯の場合
  - ① 同月内の国保世帯の保険診療自己負担額が合計で3万5千400円を超えている場合、超えた金額が支給されます。
  - ② 1年以内に同じ世帯で4回以上高額療養費を支給された場合は、4回目以降から2万4千600円を超えた額が支給されます。

暮らしに役立つ情報を掲載しています。くわしいことは問い合わせ先へご連絡ください。

【注意ください】

※月の初日から末日までの受診を1か月として計算します。

※同時に2つ以上の医療機関にかかった場合、医療費計算は別々になります。

※1つの医療機関でも、入院と通院の計算は別々になります。

※医療機関等へ的高額療養費のお支払いに困窮されている世帯には「高額療養費貸付制度」もあります。ご相談ください。

◆問い合わせ  
国民健康保険係 ☎ 1130

### …人権擁護委員に

#### 小川唯心さん再任…

4月1日付けで、小川唯心さん(正明市4区 ☎ 21440)が委嘱されました。[任期3年]人権擁護委員は、すべての人権問題について、必要な助言や関係官公署を紹介するなど、正しい権利を持っている人が泣き寝入りしなくすむよう解決の手助けをします。

## 募集 盲導犬受給者

社務所 福事

県では障害者の社会参加と自立更生を目的に、盲導犬育成事業を実施しています。

今年度の盲導犬受給者を募集します。

- ◆資格 次の全てに該当する者
  - ① 県内に1年以上居住する在宅の重度身体障害者
  - ② 平成9年4月1日現在で、満18歳以上の者
  - ③ 心身ともに健康な者
  - ④ 住居内において盲導犬とともに

に生活し、その飼育が可能な者

⑤ 盲導犬との約1か月の共同訓練が可能なる者

⑥ その者の属する世帯の平成8年の所得税額が、396万円以下の者

◆受付期間

6月2日(月)～7月18日(金)

◆対象人員 1人

◆申込・問い合わせ

高齢障害福祉係 ☎ 1158